

広島県ウォーキング協会 会員規定

(目的)

第1条 この規定は、広島県ウォーキング協会（以下「HWA」という）の会員規則第2章「会員」に関する事項を定めるものとする。

(会員の定義)

第2条 この規定でいう会員とは、HWAの目的に賛同して入会または加盟し、その事業に協力支援する個人または法人及び団体等をいう。

(会員の区分)

第3条 会員の区分は、次のとおりとする。

1. 正会員： 総会を構成する会員

(1) 団体会員

広島県内でウォーキングを推進する地域団体、グループなどで本会の目的に賛同する団体で、自動的に（社）日本ウォーキング協会の会員（市区町村・地域団体）に入会する。

(2) 個人会員

県内、県外を問わず、本会の目的に賛同する個人

2. 賛助会員：総会の構成員にはならない会員

本会の目的に賛同にする団体及び法人

(会費)

第4条 HWAの会員は会則第6条により総会において定められた別紙会費を納入しなければならない。

(入会及び加盟)

第5条 HWAに入会、加盟するには次の手続きを経ることとする。

(1) 団体会員として加盟を希望する団体は、「加盟申請書」に、団体を証明できる会則、役員名簿、事業計画書、収支予算書、沿革など必要事項を記し、年会費を添えてHWAに提出し、理事会の承認を得なければならない。

(2) 個人会員として入会を希望するものは、別に定める「個人会員登録書」に必要事項を記して、HWAに提出し、理事会の承認を得なければならない。

なお、JWAの団体所属維持会員を希望する者は、本会会費の他に、2千円（入会金免除）を納入すると、JWAの個人維持会員になることができる。

(3) 賛助会員として入会を希望するものは、別に定める「賛助会員登録書」に必要事項を記して、HWAに提出し、理事会の報告を得るものとする。

(会員の有効期間)

第6条 会員の登録有効期間は1年間とする。

(登録の更新)

第7条 登録を更新しようとする者は、登録有効期限の1ヵ月前より第5条に準じて必要な手続きを行うものとする。

(特典)

第8条 会員の特典は、理事会の承認を経て別に定める。

(施行細則)

第9条 この規定は、理事会の承認を経て改定または廃止することができる。

(附則)

第10条 この規定は、平成22年7月23日から施行する。

別紙

年会費一覧

1. 正会員

(1) 団体会員 20,000円 / 年額

(2) 個人会員 3,000円 / 年額

2. 賛助会員 20,000円 / 年額

特典

1. 正会員

(1) 団体会員

- ①団体会員証
- ②日本市民スポーツ連盟パスポート販売権
- ③ウォーキングライフ（JWA機関紙）の配布（10部）
- ④ウォーキングライフル括購入割引（1部100円、年間契約の場合、1,000円）
- ⑤HWA会員誌配布

(2) 個人会員

- ①個人会員証
- ②HWA会員誌配布
- ③ウォーキングダイアリー（有料150円）
- ④JWA表彰規定に基づく表彰
- ⑤JWAウォーキンググッズ割引
- ⑥大会参加割引（HWAの例会、加盟団体の例会の参加費を決める。）

※ JWA団体所属維持会員（本会費に2千円JWAに納入）の場合

- ①ウォーキングライフの配布
- ②JWA年間完歩表彰、歩行距離認定（地球一周4万キロ）の対象
- ③傷害保険福祉制度に入会（500円追加/年額）

(3) 賛助会員

- ①賛助会員証
- ②HWA会員情報等配布

以上